

別表第1（第3条関係）

補助金の区分	補助対象事業等	補助対象経費	補助金の額
施設整備事業補助金	<p>区又は団体が行う、次に掲げる施設整備。ただし、団体にあつては、公益的な施設整備に限る。</p> <p>(1) 防犯・防災のための施設整備</p> <p>(2) 環境保全・美化のための施設整備</p> <p>(3) その他地域コミュニティの活性化につながるると市長が認める施設整備</p>	<p>施設整備を行うために直接必要と認められる資材の購入費、機材の借上料、工事請負費等の経費とする。</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じた額以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）であつて、年間10万円を限度とする。ただし、ごみステーションに係る施設整備については、年間5万円を限度とする。</p>
活動活性化事業補助金	<p>区又は団体が実施主体となり、広く地域住民を対象として実施する特色ある活動であつて、地域コミュニティの活性化に大きく寄与すると認められる活動（地域活動支援補助金の対象となる活動を除く。）</p>	<p>1 活動を行うために直接必要と認められる経費とし、交際費、慶弔費、積立金、他団体への負担金及び補助金、予備費等は対象としない。</p> <p>2 事業の実施により収入が見込まれる場合は、補助対象経費からその額を控除した額を補助対象経費とする。</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じた額以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）であつて、年間20万円を限度とする。</p>
地域活動支援補助金	<p>1 基本分 主に集落機能の維持を目的として慣例により、又は定期に行われる活動で市長が別に定めるもの</p> <p>2 加算分</p> <p>(1) 重点支援措置 高齢化率と世帯数を勘案し、加算</p> <p>(2) 健康づくり支援措置 区における国民健康保険被保険者に係る特定健診の受診者数及び受診率に応じ、加算</p> <p>(3) 防災活動支援措置 防災訓練活動の参加世帯数に応じ、加算</p>	<p>活動を行うために直接必要と認められる経費</p>	<p>別に定める基準による額</p>

別表第 2 (第 4 条関係)

補助金の区分	添付書類	申請時期
施設整備事業補助金	1 事業計画書 2 事業収支予算書 3 施設等の規模及び構造が分かる書類 4 施設整備を行う土地の登記簿謄本又は所有に関する契約書, 同意書若しくは許可書等の写し 5 施設の図面 (位置図, 公図写, 平面図, 着工前写真等) 6 申請書を提出する日の属する年度における区の事業計画書及び予算書 7 定款, 規約その他これらに準ずる書類の写し (団体のみ) 8 構成員名簿 (団体のみ) 9 施設の維持管理に係る誓約書 (団体のみ) 10 その他市長が必要と認めるもの	随時
活動活性化事業補助金	1 事業計画書 2 事業収支予算書 3 申請書を提出する日の属する年度における区又は団体の事業計画書及び予算書 4 定款, 規約その他これらに準ずる書類の写し (団体のみ) 5 構成員名簿 (団体のみ) 6 その他市長が必要と認めるもの	
地域活動支援補助金	市長が必要と認めるもの	年度当初

別表第 3 (第 7 条関係)

区分	添付書類
施設整備事業補助金	1 事業収支決算書及び領収書の写し 2 完成写真 (着工前及び着工後) 3 その他市長が必要と認めるもの
活動活性化事業補助金	1 事業収支決算書及び領収書の写し 2 活動の様子が分かる写真等 3 その他市長が必要と認めるもの